第1章　総則

（名称）

第 1 条　本会は，作業療法総合研究所と称する．

（事務局）

第 2 条　本会は事務局を神奈川県横浜市緑区十日市場町 1865　昭和大学保健医療学部作業療法学科に置く．

（目的）

第 3 条　本会は，セミナー，研修会の開催，ソーシャルメディアを活用した交流などを行うことで，作業療法分野の活性化と質の向上を目指し，すべての人の健康と生活の質の向上に寄与することを目的とする．

（事業）

第 4 条　本会は，前条の目的を達成するため次の事業を行う．

1. セミナー，研修会等の開催
2. 会員による学術交流の推進
3. その他，前条の目的達成に必要と認められる事業

第2章　会員

（種別）

第 5 条　本会の会員は，正会員からなる．

（正会員）

第 6 条　正会員は，本会の目的に賛同する者とする．

（入会）

第 7 条　正会員になろうとするものは，本会の理事会に申し込み，承認を受けなければならない．

（会費）

第 8 条　入会金および年会費は会員規定に定めたものとする．

（退会）

第 9 条　本会を退会しようとする者は，その旨を理事会まで届けなければならない．

（除名）

第 10 条　会員が次の各号の何れかに該当する時は，理事会の判断で除名することができる．

1. 会員規定に定めた事由に該当した場合
2. 本会の名誉を傷つけ，または本会の目的に違反する行為があったとき

第3章　役員

（役員の種別および員数）

第 11 条　本会には次の役員を置く．

理事　2 名～8 名

（役員の選任）

第 12 条　理事は理事会の決議を経て，総会にて承認を得なければならない．

（代表理事の選任）

第 13 条　代表理事は理事会の決議を経て，総会にて承認を得なければならない．

（役員の任期）

第 14 条　理事の任期は 3 年とする．ただし再任は妨げない．

（顧問・アドバイザー）

第 15 条　本会は顧問（アドバイザー）を置くことができる．

1. 顧問（アドバイザー）は，理事会の推薦により委嘱する
2. 顧問（アドバイザー）は，本会の重要な事項について理事会の諮問に応じて意見を述べることができる
3. 顧問（アドバイザー）は，理事会にて解任することができる

（支援者・サポーター）

第 16 条　本会は支援者（サポーター）を置くことができる．

1. 支援者（サポーター）は，理事会の推薦により委嘱する
2. 支援者（サポーター）は，理事会の要請に応じて，本会の運営に携わることができる
3. 支援者（サポーター）は，理事会に解任することができる

第4章　会議

（会議の種別）

第 17 条　本会の会議は，総会，理事会とする．

（総会）

第 18 条　総会は，毎年 1 回以上，理事会の宣言によりメーリングリスト上にて開催する．議事は，正会員の過半数を持ってこれを決定する．

（理事会の種別）

第 19 条　理事会は，通常理事会（運営会議），臨時理事会とする．

（通常理事会）

第 20 条　通常理事会（運営会議）は役員の 2/3 以上（委任状を含む）の出席にてこれを開くことができる．議事は，出席者の過半数を持ってこれを決定する．

（臨時理事会）

第 21 条　臨時理事会は，役員の宣言によりメーリングリスト上にて開催する．議事は，役員の過半数を持ってこれを決定する．

第5章　資産および会計

（資産）

第 22 条　本会の資産は，次に掲げるものをもって構成する．

1. 会費による収入
2. 事業に伴う収入
3. その他の収入

（資産の管理）

第 23 条　本会の資産は，理事会が管理する．

（会計年度）

第 24 条　本会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる．

第6章　会則（定款）の変更および解散

（会則の変更）

第 25 条　本会則（定款）の変更は，理事会で審議・決議を経たのち，総会において過半数の同意を得たものとする．

（解散）

第 26 条　本会の解散は，理事会の決議を経て，正会員の半数の同意を得なければならない．

（残余財産の処分）

第 27 条　本会が解散等により精算するときに有する残余財産は，総会の決議を経て，本会と類似する事業を目的とする他の団体に寄付するものとする．

附則

第 28 条　1. この会則(定款)は，2013 年 1 月 11 日より施行する